

平成 22 年度第 1 回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：平成 22 年 10 月 15 日（金） 13:30 ~ 15:00

開催場所：石狩市役所 3 階 庁議室

出席者：加藤良己、山澤憲司、若林厚一郎、熊谷美香、越智 一、渡邊信善、大田雅弘、池田京子

欠席者：吾田富士子、成田和代

事務局：加藤財政部長、大塚財政課長、佐々木主査、田口主事

説明員：加藤企業誘致室長、佐々木建築課長、木本主任

傍聴者：なし

【開 会】

事務局（大塚課長）：本日は、ご出席頂きありがとうございます。ただいまより「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。なお、吾田委員、成田委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告申し上げます。また、今年度第 1 回目の審議会のため、開催に先立ちまして、改めて事務局職員の紹介をさせていただきます。

加藤部長：本審議会の事務局を担当しています財政部の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

佐々木主査：財政課主査の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

田口主事：財政課主事の田口と申します。よろしくお願いいたします。

大塚課長：財政課長の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

大塚課長：以上で事務局の紹介を終わります。

【諮問書提出】

大塚課長：それでは、諮問書を会長にお渡しさせていただきます。副市長お願いいたします。

～ 白井副市長より諮問文を渡す～

【白井副市長挨拶】

大塚課長：引き続き、白井副市長からご挨拶申し上げます。

白井副市長：市長不在のため代わって、私よりご挨拶申し上げます。本日、大変お忙しいところ、ご出席受け賜りありがとうございます。各委員の皆さまにおかれましては、それぞれ日頃から行政全般にご尽力を賜っており、重ねてお礼申し上げます。今年は、特に夏が暑かったわけでございますけども、10月に入りまして肌寒くなってきて参りました。早いもので、今年の10月1日で厚田・浜益村と合併いたしまして、5年という月日が経ったわけでありまして。市を取り巻く環境は、そうした面からもまた、政権の交代とか様々な経済の状況の悪化と日々目まぐるしく変化している中で、市では環境面あるいは地域主権の活用を視点にした企業誘致といった戦略的なことを進めております。

昨年7月には、東京事務所を設置して集中的な誘致活動を展開して参りました。このたび新聞等でもご案内のとおり、本年6月には大阪の日本でも大手であります、さくらインターネット株式会社の誘致が決定したところであります。

今回の手数料の改定におきますご審議につきましては、こうした背景の中で、データセンターの誘致に係る建築確認申請等の手数料改定といったことのご審議をお願いするものでありまして、委員各位におかれまして何とぞよろしくご審議を受け賜り、忌憚のないご意見等をお願い申し上げます。こののち、担当からの説明を受けた中で、頂けたら幸いです。簡単ではありますが、開会に当たるご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大塚課長：なお、副市長におかれましては、公務によりまして退席させていただきます。

～ 白井副市長退席～

【議長選出】

大塚課長：それでは、議事に入らせて頂きます。議長につきましては、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 4 条第 2 項により会長が議長になる旨規定されておりますので、加藤会長に開会のご挨拶をお願いし、引き続き議長をお願いいたします。

加藤会長：本日は悪天候の中、お集まり頂きありがとうございます。諮問案件は 1 件であります。これは、石狩市が進めておりますデータセンターの今後想定される建築確認申請に対する、手数料の面積区分の改定ということでございまして、私の考えでは、市民生活に大きく影響する問題がないと思いますけども、慎重なご審議をお願いいたします。本日より一日でもって、ご審議を頂きたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

また、審議に入ります前に、データセンターの説明を聴きまして、審議の内容に入っていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【企業誘致室からの説明】

大塚課長：それでは、審議の前段でデータセンターの概要について、企業誘致室室長であります加藤より説明させて頂きます。それでは、よろしくをお願いいたします。

加藤室長：ただいまご紹介頂きました、企業誘致室室長の加藤でございます。データセンターの誘致に至った背景について、私より説明させて頂きます。

～データセンターについて説明～

加藤部長：諮問に入る前に、ただいまのデータセンターについて質問はございませんか。

山澤副会長：涼しい気候の中、雪を利用するとあるがどういうふうにするのですか。

加藤室長：道内では、雪氷の研究は美幌市をはじめ、いろいろな市町村でやっております。例えば農作物を冷やすですとか、マンションを冷やすですとかという取組みはありますが、IT のコンピュータのサーバを冷やすというのは、残念ながら今まで研究したことがなくて、昨年初めて札幌市内の某所で IT 企業と国と一緒に実験したのが初めてなんです。それは水冷式のもので、水を冷やすものでしたが、コストが大変高いんですよ。石狩では、空冷式でコストをかけないで実験しております。ただ、コンピュータは精密機械なものですから雪での冷熱の湿度との関係で、コンピュータも湿度が高いと静電気がおきてしまいます。今、日本の空調やコンピュータのメーカーが集まり、研究しております。ある程度、雪を使っても大丈夫であり、成功したらパッケージとして世界に売り出すことも可能だと民間サイドのビジネスの方は言っております。湿度、温度様々なことが絡んできます。また、石狩の場合は、海が近いので塩害という問題も生じてきます。

加藤会長：苫小牧、千歳と競り合って、地の利の面から言えば空港から近かったが。

加藤室長：苫小牧の場合は雪の面で劣るのかなと、また、通信網の面において、札幌に近いというのは、太い回線が入っておりますので有利になります。

若林委員：今後、企業が入ってくると思いますが、石狩の場合、交通アクセスであるとか、気象条件が良くないですとか、そのへんのところはどういうふうにご考えておりますか。

加藤室長：除雪体制につきましては本市としては、北海道一だと自負しております。また、新港地域から毎日千歳空港に航空便で出荷している企業もあります。

若林委員：千歳空港から新港までの交通アクセスは非常に悪いかと思いますが、そのへんはどのようにお考えですか。

加藤室長：確かにバス路線が十分ではなく、新港の中の企業では、自前の送迎バスを用意していたり、北海道の場合は自家用車で通勤というのが多いですが、本州の場合は私鉄が整備されておりますけども、北海道の場合は自家用車が一般的であります。

山澤副会長：雇用に影響はありますか。

加藤室長：よく比較されるコールセンターの場合には確かに生まれますが、データセンターは雇用ではなく、償却資産が生まれると我々は考えております。

加藤部長：他に質問等なければ、次に移りたいと思います。

～加藤室長退席～

【建築課からの説明】

加藤部長：引続き今回の手数料改定の主旨につきまして、説明させていただきます。建築確認申請手数料につきましては、昨年ご審議頂きまして、本年 4 月から一部見直しを行った状況であります。ただいまの説明のとおり、全国的にデータセンターの建設が増加ということから、本市におきましても、コンテナ型のデータセンター方式について、今後 1,000²m²以上の建設予定があるというようなこととあります。しかしながら、本市の条例におきましては、建物単体で 500²m²を超えるものにつきましては、扱えない状況となっております。したがって、今回新たに、床面積が 1,000²m²以上の建物につきまして、手数料を制定しようというものでありまして、よろしくご審議を頂きたいと思っております。詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

佐々木課長：建築課長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日は、指導担当木本も同席しております。お手元にあります資料に沿って説明させていただきます。まず 1 ページの設定の主旨ということでございますが、先ほど加藤部長より説明ありましたが、石狩市建築確認申請等手数料条例において、北海道と本市と同様の事務内容である各特定行政庁、限定特定行政庁、民間確認検査機関の金額を勘案いたしました。本市におきまして事務に関しては限定しておりまして、建築単体で、500²m²を超える建物の審査をすることはありません。しかし、場合によっては床面積の合計が 500²m²以上であっても本市の事務になる場合もありますことから、現在 1 ランク上の区分である 1,000²m²までの手数料を定めているところであります。もう少し詳しく説明すると、原則が一建物につき一敷地となっておりますが、別棟の建物であっても、用途によって密接に関わりがあった建物があった場合は、法令上同じ敷地に複数の建物を一緒に建築して申請することが可能です。したがって、ケース的には稀であります。これらを勘案しまして、500²m²までしか審査できないが、1 ランク上の 1,000²m²までを設定して今日に至っております。コンテナ型の小規模建築物を同じ敷地にたくさん建てまして、データセンターとして使用する場合において、2 件ほど問合せを頂いていること、今後の社会経済活動の多様化に伴いまして、今後も同様の申請が予想されるということから、床面積の合計が 1,000²m²以上の分についても、新たに手数料を設定するものであります。

本年 4 月の改定のときと同様に、限定特定行政庁及び民間確認検査機関を勘案しております。金額については、北海道と同じ金額になっております。続いて施行期日であります。本日ご審議頂き、妥当である答申を頂けたら、本年 12 月第 4 定例会の議決を経て、平成 23 年 1 月 1 日付での執行を予定しております。

続きまして、積算根拠につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。補足させていただきますが、本市ではデータセンター誘致を重要施策として掲げておりまして、すでに立地表明をして頂いているさくらインターネット株式会社のような大規模なコンテナはもとより、相談を受けているような、北海道が担当しないような小規模なコンテナを活用した建物を多数集積した相談というのも寄せられている状況であり、大きな建物だけでなく小さな建物についても、いろんな方式のものの誘致を進めております。コンテナを活用したサーバー保管庫につきまして、現時点で建築物として扱っていますことから、これらの建物建築の際には、建築確認申請が必要になってくるわけでございます。一方で、実は、国において建物として取り扱わない検討もなされているという動向もありますが、現時点では、決まったわけではございませんので、条例として準備しておきたいと考えております。またその動向も踏まえまして、企業誘致部局と連携し適正に対応して参りたいと考えております。私からの説明は、以上となります。

【諮問】

加藤会長：現在までの法令では、石狩市では 500²m²以上の審査の権限がなかったものが、今後、市にも移管されたので、手数料の設置が必要だということになるのですか。

佐々木課長：一つの敷地に小規模なコンテナをたくさん建てることで、何千、何万²m²となる可能性もあり、単体では小さな建物なんですけども、それがたくさん集まるとというのが、最近のデータセンターの手法にあり、こうした建築の場合の所管が、石狩市になるということになります。

加藤会長：簡単に言うと、今まで扱えなかったものが、石狩市でも扱えるようになるから、料金の設定をしてから扱わなければならないんだということですね。それと、料金については、北海道に合わせていると考えてよろしいでしょうか。

佐々木課長：そうです。

加藤会長：我々が論議するのは、料金を北海道に合わせているけども、それが妥当なのかということ論議しなければならない。

加藤部長：資料の 6 ページをご覧になって頂きたいのですが、建築確認手数料の一覧が載っております。石狩市でただいま検討している金額は、1 ページに載っております。そして、そのもとになったのが、北海道の金額となっております。

若林委員：この積算は、石狩市も道も同じですか。

佐々木課長：道はやはり道のやり方でやってますし、金額としては近いものになっておりますが、市の業務としてやった時に、この金額になるということになります。

加藤会長：道の設定と石狩市の設定は、時期も違いますし単価も違うですし、我々としては、突出することもできませんし、逆に低くしすぎると収入の面もありますから、時期が違いますが北海道のそれに寄せたいということになるのでしょうか。何かご質問等ございますか。

大田委員：この案として進めることによって、入ってくる企業が、確認申請料が高いからといって入ってこなくなるということがないわけじゃないですね。また、安いからというわけじゃなく、立地条件がいいから入ってくるわけですね。入ってきて、石狩市にしかるべく収入があれば、市民が良かったとなり、それが本当の企業誘致となるわけで、適切な金額はとなると、他にないんですから、これに示されている金額が、世間からみて妥当なものであれば問題ないと思います。

若林委員：2 ページの積算根拠で、イのところの主査職員で 8,796 千円とありますが、給料が上がると、これもまた上がっていくということでしょうか。

佐々木課長：これは、あくまでも設定する時点での金額ですが、これはこのままということ考えております。

加藤会長：一般市民が家を建てるですとか、それについては、一切影響ないわけで、どちらかというと、大企業の初期投資といいますが、彼らはその初期投資を全部見込んで計画を立てておりますから、道にならっていると考えればいかがでしょうか。

～「結構です」との声あり～

加藤会長：池田さんいかがでしょうか。

池田委員：私はいいと思います。

加藤会長：越智さんいかがでしょうか。

越智委員：私はいいです。

加藤会長：渡邊さんいかがでしょうか。

渡邊委員：いいです。

山澤副会長：料金の話ではないが、新聞記事の社長さんの言う言葉の中に、道や市の積極的支援体制があったから決めたとありますが、この支援体制って何ですか。

大塚課長：これについては、データセンターに特化した奨励制度を条例で作りしました。具体的には、立地企業に最大五千万円の助成をするといった呼び水的な条例を打っております。北海道にも同じような条例があります。

加藤会長：それでは、以上をもちまして、今回の結論としては了解したということで答申したいと考えますが、よろしいでしょうか。

～「はい」との声あり～

議事録確定 平成 22 年 10 月 29 日

石狩市使用料・手数料等審議会

加藤 良己